

桶川市建設工事における営業所技術者等と主任技術者等との兼任に関する取扱要領を次のように定める。

令和 8 年 2 月 3 日

桶川市長 小 野 克 典

桶川市建設工事における営業所技術者等と主任技術者等との兼任に関する取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 2 号に規定する営業所技術者及び同法第 1 5 条第 2 号に規定する特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）が主任技術者及び現場代理人（以下「主任技術者等」という。）を兼任する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 兼任の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、発注者が安全管理等の理由により兼任を認めることが適当でないと判断したときを除く。

- (1) 市が発注する建設工事であって、請負代金額が 1, 0 0 0 万円未満のものであること。
- (2) 営業所技術者等が置かれている営業所（以下単に「営業所」という。）において請負契約が締結された建設工事であること。
- (3) 建設工事の設計図書等に営業所技術者等を工事現場に配置することができない旨の定めがないこと。
- (4) 営業所及び対象工事の現場（以下「対象工事現場」という。）が次に掲げる地区の区分と同じ地区の区分にあること。

ア 東地区（東、西、南、北、寿、神明、末広、坂田東、坂田西、大字坂田、大字加納、大字篠津、大字五町臺、大字舎人新田、大字小針領家、大字倉田及び赤堀をいう。）

イ 西地区（泉、若宮、朝日、鴨川、上日出谷南、大字上日出谷、下日出谷東、下日出谷西、大字下日出谷及び大字川田谷をいう。）

(5) 対象工事現場と営業所との間で常時連絡が取り得る体制にあること。

(6) 兼任しようとする営業所技術者等が、所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、他の建設工事の主任技術者等を兼任していないこと。

(7) 建設業法第26条第3項の規定により、専任の者を置く必要がある工事でないこと。

（配置手続）

第3条 受注者は、対象工事現場の主任技術者等に営業所技術者等を配置させようとするときは、あらかじめ営業所技術者等の配置承認願兼回答書（別記様式）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、承認の適否を判断して受注者に回答するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後新たに契約する建設工事について適用する。